

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する制度について

1. 現状と課題

(1) 現在保管されている放射線障害防止法で規制されている放射性廃棄物は、200リットル入りドラム缶に換算して約25万本である。そのうち約5割(試算値)は、自然放射線量に比して著しく低い放射線量しか出さない。

→原子炉等規制法においては、著しく放射線量の低い廃棄物を放射性廃棄物として扱わないこととする制度(クリアランス制度)が平成17年に導入されており、放射性廃棄物の処分の合理化が図られているため、放射線障害防止法においても同制度の導入が求められている。

(2) 放射線発生装置の使用に伴い生じた放射性物質によって汚染された物(放射化物)が発生する。放射化物については、現在、法律により規制しておらず、ガイドラインにより対応している。

→近年、放射線発生装置の大型化により、放射化のレベルが高くなる傾向にある。

(3) 放射性同位元素等を使用した施設の廃止措置については、30日以内に放射線障害を防止するために必要な措置を講じ、措置後に報告することとなっている。

→事業所の大型化及びクリアランス制度の導入に伴う作業・手続の増大により30日以内の廃止措置が困難となる。また、放射性廃棄物を完全に廃棄していないにも関わらず虚偽の報告を行った事業者がおり、事後報告のみでは十分な措置終了の確認ができない状況となっている。

2. 制度設計に当たっての方向性

(1) クリアランス制度について

【方向性】

- 放射線障害防止法と原子炉等規制法の放射性廃棄物についての規制のバランスを考慮し、原子炉等規制法と同様のクリアランス制度を導入。
- ドラム缶約 25 万本の約5割にあたるクリアランス対象物の確認は膨大な業務量となり、その確実な履行のため、当該業務の支援機関を置くことができる制度(登録機関制度)を設ける。

(2) 放射化物について

【方向性】

- 放射化物の保管・廃棄・運搬等について、ガイドラインではなく法律で規制。

(3) 廃止措置について

【方向性】

- 廃止措置を 30 日以内に行うのが困難になるため、廃止措置に係る計画を届け出させ、その内容及び進捗状況について国が把握。
- 放射性同位元素等の使用中と同様に、廃止措置中、また、廃止措置を終了した後にも、立入検査等の安全規制を行えるようにする。

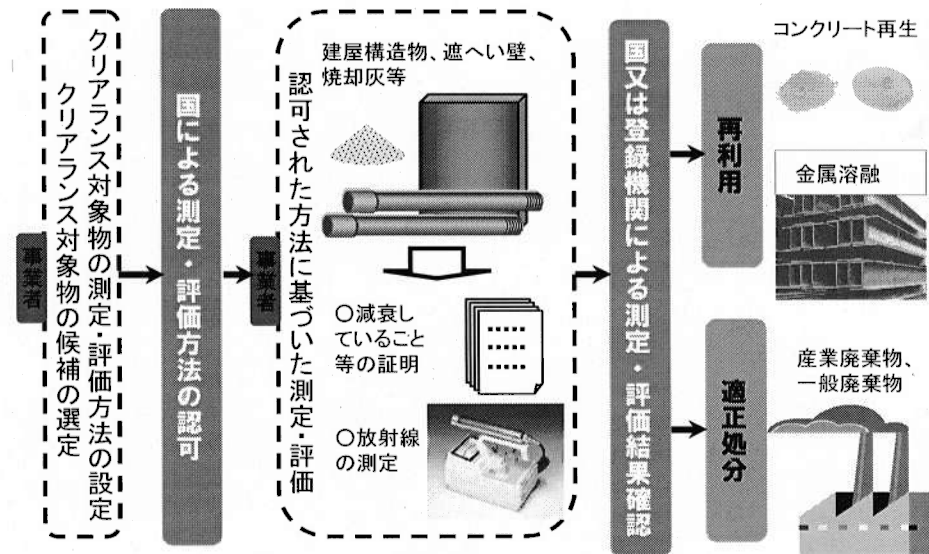
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の改正案の概要

1. クリアランス制度の導入

安全かつ合理的に廃棄物を再利用・処分するために、クリアランス制度（放射性廃棄物として扱わないこととする制度）を放射線障害防止法に導入

- 放射線障害防止法で規制される放射性廃棄物は約25万本(200Lドラム缶換算・2009年3月末)
- そのうち約5割は自然放射線の量と比べて極めて低い被ばくしか与えない物
- これらを放射性廃棄物として処分すると産業廃棄物の処分コスト約3～10倍の負担
 - ➡ 研究、医療、産業の現場への支障
- 原子炉等規制法ではすでに制度導入済み
- 埋設する放射性廃棄物量の見込みに影響を及ぼす
 - ➡ 処分計画や処分場立地活動への支障

これらを法規制から外す
制度を整備



2. 放射化物への規制

- 放射線発生装置の使用に伴って、放射性物質によって汚染された物(放射化物)が発生
- 現状はガイドラインにて対応
- 性能の向上により放射化のレベルが高くなる傾向
 - ➡ 一般公衆を含めた安全の確保が必要

放射化物の保管・廃棄・運搬等について法律により規制

3. 廃止措置の強化

- 現状の廃止措置期限は、廃止後30日以内
- 施設の大型化、クリアランス制度の導入により、30日以内に廃止措置を終えることは困難
- 放射性廃棄物を完全に廃棄しないまま、虚偽の報告をし、廃止措置を終えた事件の発生
 - ➡ 廃止措置の確実な履行の担保が必要

廃止措置計画の届出化

廃止措置中に課す義務の追加
立入検査、報告徴収等

4. 譲渡譲受制限の合理化

- 使用者の輸出は、現状法律により制限
- 近年、使用者が海外から購入した放射性物質を使用後に返却のため輸出するニーズが高まる(現状は輸出制限のない販売業者にわざわざ輸出を委託)

使用者も輸出を可能とするよう規制を合理化

5. 罰則の強化

- 違法に放射性物質を輸入し、国内で販売する事件の発生
- 放射性廃棄物を完全に廃棄しないまま、虚偽の報告をし、廃止措置を終えた事件の発生
 - ➡ 深刻な不法行為への対応が必要

全般にわたる罰則引き上げ
罰金30万円以下→100万円以下
罰金50万円以下→300万円以下

廃止措置義務違反、譲渡・譲受制限違反等の厳罰化
罰金30～50万円以下
→1年懲役若しくは罰金100万円以下又は併科